

大和ホームクリニックにおける適切な意思決定支援に関する指針

(人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドラインに基づく)

1.目的

高齢化社会を迎え、患者の人生の締めくくりの時期に、家族や医療関係者がどのように寄り添うかはこれまで以上に大きな課題になっている。当院では、人生の最終段階における医療の提供において、個々人の死生観（価値観）の多様化を背景として、患者・家族・医療者の間における対話を通して、本人の意思が尊重されることを目指す。

2.基本方針

- (1) 多職種から構成される医療チームから適切な情報の提供を行う。
- (2) 情報の提供においては手術や処置に対するインフォームドコンセントと同様に、複数の選択肢と、それにより予想される経過をそれぞれ説明する。また、説明者が持つ個人的な意思（死生観）に基づく誘導を行わないように留意する。
- (3) 医療チームと患者による対話を通して、患者本人の意思（死生観）が尊重された医療についての決定を行う。主体は患者の意思にある。
- (4) 情報の共有は、医療チームとして行い、窓口となる職種は医師とは限定しない。
- (5) 疼痛や不快な症状を緩和し、患者とその家族の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療を行う。
- (6) 人生の最期に至る軌跡は様々であり、患者の意思は状況に応じて変化する。したがって、現在がどの位置にあるか把握するとともに、状況の変化に応じて繰り返し対話を行い、その都度方針を見直す。そのため、一度決定された方針が変更されることは日常的にあるため、一度定めた決定に固執しないこと。
- (7) 医の倫理を尊重する。生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は行わない。

3.医療内容の方針決定

- (1) 本人の意思が確認できる場合
 - ①多職種から構成される医療チームが、専門的な医学的検討を行う。検討をふまえた上でインフォームドコンセントを行い、患者の意思決定に基づき、医療チームとして決定を行う。
 - ②時間の経過・病状の変化・医学的評価の変更に応じて、患者の意思は変化することであることに留意し、その都度説明を行い意思の再確認と、必要に応じて方針の変更を行う。
 - ③内容は文章に記録する。
 - ④患者が拒まない限り、決定内容は家族にも知らせる事が望ましい。

(2) 患者の意思が確認できない場合

- ① 家族が患者の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者にとって最善の方針の決定を行う。
- ② 家族が患者の意思を推定できない場合には、何が患者にとって最善かについて家族と十分に話し合い、方針の決定を行う。
- ③ 家族がいない場合や、家族が判断を医療チームに委ねる場合は、患者にとって最善の方針を決定する。
- ④ かつて患者本人が作成した事前指示書がある場合は、その内容を尊重する。

(3) 複数の専門家からなる合議体の設置

- ① 医療内容の方針決定に際し、医療チーム内で状況により医療内容の決定が困難な場合や、対話を通しても妥当で適切な医療内容の合意を得られない場合、家族の中で意見がまとまらない場合等については、複数の専門家からなる合議体を別途設置し、方針についての検討や助言を行う。

2022年4月1日 作成